

鳥取県手話施策推進協議会（第5回） 次第

日時：平成27年3月9日（月）
午前10時～正午

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

1 開会

2 福祉保健部長あいさつ

3 議事

鳥取県手話施策推進計画（案）について

4 報告

平成27年度当初予算（案）について

5 閉会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	前鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

事務局	鳥取県福祉保健部長	松田 佐恵子	
	鳥取県障がい福祉課長	日野 力	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長	足立 正久	

オブ ザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	御欠席
	鳥取市障がい福祉課長	冨田 恵子	御欠席
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	御欠席
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	御欠席
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	御欠席
	鳥取県病院局長	福田 健	代理:松本秀樹
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	御欠席
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	代理:筒井智子

鳥取県手話施策推進協議会（第5回） 資料目次

- 1 鳥取県手話施策推進計画（案）へのパブリックコメントの実施結果について・・・ P 1～P 6
 - (1) 概要版・・・ P 1～P 2
 - (2) 詳細版・・・ P 3～P 6

- 2 鳥取県手話施策推進計画（案）・・・ P 7～P 1 7
 - (1) 見直し版・・・ P 7～P 1 2
 - (2) 反映版・・・ P 1 3～P 1 7

- 3 平成27年度一般会計当初予算説明資料・・・ P 1 8～P 2 1

鳥取県手話施策推進計画（案）へのパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月9日
障がい福祉課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

意見募集期間 平成27年1月23日（月）から同年2月10日（火）まで

周知方法等

- ・ホームページへの掲載
- ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
- ・障がい福祉団体等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供
- ・新聞広告の掲載

(2) 鳥取県障がい者プラン（案）、鳥取県手話施策推進計画（案）県民説明会の開催

日時 平成27年1月31日（土）午前10時から午前11時30分まで

場所 倉吉市上井公民館

参加人数 約60名

2 受付意見数

72件（27個人・団体） ※県民説明会での意見を含む

<内訳>

手話学習に関する意見	13件
高齢ろう者への対応、聞こえない新生児の保護者へのフォローに関する意見	11件
手話通訳者に関する意見	10件
行政の取組に関する意見	9件
教育に関する意見	8件
事業者の取組に関する意見	4件
その他の意見	17件

3 主な意見及びその対応方針

意見	対応方針
手話学習では手話技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分。手話を学ぶ意味も理解すべき。	手話学習では、ろう者の暮らし・現状の理解もあわせて学べるよう工夫していきます。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。
高齢ろう者が利用できるデイサービス、老人ホームがなく行き場のない状態である。仕方なく一般のホームを利用してもコミュニケーション力が低下してしまう。	当面は手話学習会補助金等の活用等により、各施設における自発的な手話学習を促しつつ、必要な取組について鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。
新生児スクリーニング（聴覚検査）により子どもが聞こえないと分かった後、安心して育児ができるフォロー体制を充実すべき。	鳥取聾学校及びひまわり分校で、0歳児から教育相談を行っています。鳥取県では平成18年に「新生児聴覚検査と聴覚障害児支援のための手引き」を作成し、医療機関と聾学校がつながる体制を構築しています。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。
登録手話通訳者の現任研修を充実させて欲しい。（開催場所・頻度、通訳者のレベルに合わせた研修、講師養成等）	現任研修のあり方、充実については、登録手話通訳者の皆さんの意見を踏まえながら、鳥取県聴覚障害者協会と一緒に検討していきます。
通訳者の養成を進めるため、通訳者の指導者の養成が必要。	今後、通訳者の指導者養成に取り組んでいきます。

<p>手話通訳者が通訳現場で把握したろう者の生活面での課題・ニーズについては、鳥取県聴覚障害者協会において整理し、行政施策に反映させる仕組みを考えるべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、仕組みについては、今後、鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。</p>
<p>遠隔手話通訳サービスについて、24時間対応、タブレット端末の県立施設完全設置を検討すべき。</p>	<p>今後、ろう者のニーズ、利用実績、費用対効果を勘案しながら検討します。</p>
<p>手話ハンドブックを配布しただけで終わらせず、きちんと手話の普及につなげていくべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、手話普及支援員派遣制度の活用・充実等により、手話ハンドブックを活用した学校現場での手話の普及を進めていきます。</p>
<p>事業者に対する具体的施策の記述がない。例えば、医療サービス事業者について、病院・診療所の規模に応じた手話対応可能な医療スタッフの人数を目標として設定すべき。</p>	<p>各事業者の職場に対しては、一律に目標設定すべきではなく、補助制度の活用等によりまずは自発的な手話学習を促してきたいと考えます。</p>
<p>手話を第一言語としない聴覚障がい者もいて、一人一人のコミュニケーション方法を尊重することが大切である旨、計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>様々なコミュニケーション方法を尊重することは当然と考えており、ご意見に留意して丁寧に取組を進めます。また、あいサポート運動等を通じた啓発も行います。</p>

鳥取県手話施策推進計画(案)に対する意見

No.	手法	意見	対応案	住まい		聞こえる人	ろう者
				県内	県外		
① 手話学習に関する意見 13件							
1	県民説明会	手話講座は毎回同じ場所で開催できると良い。学習拠点が良いと悪いとどうだろうか？	今は施設確保(施設整備)よりも、県主催の手話講座開催等により色々な場所で学習機会を増やすことに注力しています。当面は学習機会の増加に努めています。	○			○
2	メール	教育現場だけでなく、大人も手話に興味を持ち身近に感じられるよう、学習する機会があることを大いにPRして進めて欲しい。	手話ボランティア養成講座、ミニ手話講座等、レベルに応じた学習機会を設けていますので、関係団体とも連携しながらPRしていきます。	○		○	
3	メール	手話講習が昼だけだと仕事をしている人は講習に行けない。	手話講座の開催時間帯については、講師確保、受講のしやすさを総合的に勘案して考えていきます。	○		○	
4	メール	ミニ手話講座をきっかけに手話ボランティア養成講座の受講を決めた方もいる。ミニ手話講座は継続して欲しい。	ミニ手話講座は工夫を重ねながら引き続き開催していきます。	○		○	
5	ファックス	「手話が言語」の意味を分かりやすく伝える工夫が必要。	手話の普及にあたっては、手話が言語であることを分かりやすく伝えるよう工夫します。	○		○	
6	ファックス	聞こえる人が通訳者を通して思いを伝えるにはどうすれば良いのかを考慮することがろう者への気付きにつながる。伝え合う関係が生まれることが重要。	手話の普及にあたっては、聞こえる人とろう者が伝え合う関係を築けるよう進めていきます。	○		○	
7	ファックス	手話学習では手話技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分。手話を学ぶ意味も理解すべき。	手話学習では、ろう者の暮らし・現状の理解もあわせて学べるよう工夫していきます。	○		○	
8	ファックス	手話技術だけではなく、ろう者の生活も知る必要がある。	手話の普及にあたっては、聞こえる人とろう者が伝え合う関係を築けるよう進めていきます。	○		○	
9	メール	手話やろう者の歴史等への理解も十分に必要。しっかり伝えるべき。	手話の普及にあたっては、手話が言語であることを分かりやすく伝えるよう工夫します。	○		○	
10	ファックス	手話の普及にあたっては、必ずろう者と聞こえる人が一緒に行くこと。	手話学習にあたっては、可能な限り、ろう者と聞こえる人が一緒に行くよう努めます。	○		○	
11	メール	条例ができて、子どもも手話が大切と理解し、勉強したいと思っている。ただ大人はどうか。やらされてる感を持たないよう丁寧な取組が必要。	手話ボランティア養成講座、ミニ手話講座等、レベルに応じた学習機会を設け、取組を丁寧に進めていきます。	○		○	
12	メール	手話学習を職場でするとき、資料作りに苦労した。資料を簡単に提供してもらえるとよい。	手話ハンドブック等は県ホームページで公開しています。	○		○	
13	メール	難聴者・中途失聴者への手話学習の支援。難聴者の発掘、文字情報の保障も含めて考えて欲しい。	今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○		○	
② 高齢ろう者への対応、聞こえない新生児の保護者へのフォローに関する意見 11件							
14	県民説明会	高齢ろう者が介護施設に入つたとき等の情報保障についてはどのように考えているのか？	当方は手話学習会補助金等の活用等により、各施設における自発的な手話学習を促しつつ、必要な取組について県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○		○	○
15	メール	高齢者施設に手話のできるスタッフがいると良い。		○		○	○
16	ファックス	高齢ろう者が利用できるサイバーパス、老人ホームがなく行き場のない状態です。仕方なく一般のホームを利用されますがコミュニケーション力が低下します。		○		○	○
17	メール	高齢ろう者の集う場所の確保・充実が重要。介護施設に入所中の高齢ろう者等にとっては定期的な見守りよりも、同じろう者同士で集まれる場・環境が大切。	今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。 ご意見の趣旨は計画案(6)(2)イ)に盛り込むこととします。	○		○	○
18	メール	見守り事業の導入に当たっては、ろう者の文化、生活様式を理解した人で見なければ、聞こえる人の生活様式の押し付けになる危険性がある。慎重に検討すべき。		○		○	○
19	メール	高齢施設、障がい者施設において手話のない生活をするとろう者は情報が不入り孤独。聞こえる人の傾聴ボランティアのような制度があればよいが、実現のためには高い手話スキルを持った人、ろう者が協力していく必要がある。	事業内容、スタート時期等については、県聴覚障害者協会等と相談しながら慎重に検討していきます。	○		○	○

鳥取県手話施策推進計画(案1)に対する意見

No.	手法	意見	対応案		聞こえる人	ろう者
			県内	県外		
20	ファックス	高齢ろう者で介護施設の利用を希望しながらコミュニケーションの問題で利用を諦めている人がいる。将来的には高齢ろう者専用介護施設の整備が望ましいが、当面、鳥取・倉吉・米子にモデル介護施設を指定して、手話通訳者の雇用、施設改修等を重点的に進めてはどうか。	高齢ろう者専用介護施設のモデル施設指定等は考えていません。当面、既存のバリアフリー化補助金等により、電光掲示板整備等のバリアフリー化を促しつつ、手話学習会補助金等の活用等により、各介護施設における自発的な手話学習を促していきたいと考えます。	○	○	
21	県民説明会	新生児で聞こえないことが分かったときの対応はどうか？	鳥取県立及びびわこ分枝で、0歳児から教育相談を行っています。	○	○	○
22	ファックス	新生児スクリーニングにより子どもが聞こえないと分かっただけで、安心して育児ができるのがある子が生まれたと知った保護者への情報提供・相談に関する施策も必要。	鳥取県では、平成18年に「新生児聴覚検査と聴覚障害児支援のための手引き」を作成し、医療機関と聾学校が連携する体制を構築しています。 ご意見の趣旨は計画案[6(2)ウ]に盛り込むこととします。	○	○	○
23	ファックス	聴覚障がいのある子が生まれたと知った保護者への情報提供・相談に関する施策も必要。	医療機関等との連携は重要と考えます。 ご意見の趣旨は計画案[6(2)ウ]に盛り込むこととします。	○	○	○
24	メール	計画の中でろう児と分かった時点での具体的施策(医療機関との連携等)にも触れるべき。手話を理解し説明できる関係者を増やすことも非常に重要。		○	○	○
③ 手話通訳者に関する意見 10件						
25	ファックス	ろう者の社会参加が進めば、活動範囲が多様になり、使われる手話が専門化して、手話通訳者の現任者研修充実の必要性がより高まる。こうした認識も示すべき。	ご意見の趣旨は計画案[6(2)ア]に盛り込むこととします。	○	○	○
26	ファックス	登録手話通訳者の現任者研修を充実させて欲しい。(開催場所・頻度、通訳者のレベルに合わせた研修、講師養成等)	現任研修のあり方、充実については、登録手話通訳者の皆さんの意見を踏まえながら、県聴覚障害者協会と一緒に検討していきます。	○	○	○
27	メール	手話講習会の始まる時期が4月からの方がよい。	手話奉仕員養成講座(入門編)のことだと思いますが、他の研修(手話奉仕員養成講座(基礎編)等)との関係もあり、4月スタートは困難です。	○	○	○
28	メール	手話奉仕員養成講習会の充実が必要。昼・夜の両方で開催する等の施策も記述すべき。	県聴覚障害者協会等と相談しながら検討します。	○	○	○
29	ファックス	なんとなく手話通訳者養成講座に通っているが、講座の前に手話通訳とはどういうものか教えてもらって、自分が向いているのかどうか考えてから講座に通うかどうかを決めることが必要。	手話奉仕員養成講座の中で手話通訳の意義等をどう伝えるべきか検討していきますが、基本的には手話奉仕員登録までに受講者自らが考え、目的意識を持って通訳者養成講座への受講を決定すべきです。	○	○	○
30	メール	政策の中での方として、コミュニケーションツールとしての手話と言語的観点からみる手話とは区別が必要。特に通訳者の場合、手話の言語性どう文化(生活様式)を十分理解すべき。通訳者養成にあたっては、県聴覚障害者協会行事への積極的な参加やろう者への生活に直接触れること、さらに手話の文法構造の理解も含めて進めるべき。	通訳者養成事業、現任研修の充実等については、登録手話通訳者の皆さんの意見を踏まえながら、県聴覚障害者協会、関係団体と一緒に検討していきます。	○	○	○
31	メール	通訳者の養成を進めるため、奉仕員養成の段階から通訳者を目指す人は、少人数に絞って集中的に指導・養成する方法もある。	今後、通訳者の指導者養成に取り組んでいくとともに、通訳者等の養成のあり方については、県聴覚障害者協会、関係団体等と相談しながら検討していきます。	○	○	○
32	ファックス	手話通訳者について働きすぎなどないかを確認し、通訳者が健康で継続して働ける環境を確保するため、外部評価制度を取り入れるべき。	県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○	○	○
33	メール	手話通訳者は経済的に自立可能な専門職として、適切な経済的基盤を保障すべき。ここが男性通訳者が少ない一因。現在の有償ボランティア的な形ではなく、施策として、行政職としてきちんと確保すべき。	専門職として捉えた場合、県の直接雇用よりも、通訳者がその専門技術を十分発揮できるような形が望ましいと考えます。社会構造に関わる課題ですが、県として何が出来るのか考えていきます。	不明	不明	不明
34	ファックス	手話通訳者が十分な準備を行えるよう、事前に関係資料を渡すことを主催者側に周知すべき。	県聴覚障害者協会と一緒に周知していきます。	不明	不明	不明
④ 行政の取組に関する意見 9件						
35	ファックス	手話通訳者が通訳現場で把握したろう者の生活面での課題、ニーズについて、県聴覚障害者協会にて整理し、行政施策に反映させる仕組みを考えるべき。	ご意見の趣旨は既に計画案[6(2)イ]に盛り込まれておりですが、仕組みについては、今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○	○	○
36	メール	行政(県・市町村)からの手話の情報発信に関する具体的施策の記述がない。	ご意見を踏まえ、計画案[6(1)ウ]に追記します。	○	○	○

鳥取県手話施策推進計画(案)に対する意見

No.	手法	意見	対応案		住まい		聞こえる人	ろう者
			県内	県外				
37	メール	具体的な市町村への働きかけの取組施策の記述がない。行政職員の手話ができる割合の目標は県職員だけでなく、市町村職員についても努力目標として設定すべき。	市町村に対しては機会を捉えて手話施策への協力を要請していきますが、本計画は県が定める計画であり、市町村職員に対する具体的な数値目標を定める考えはありません。	○		○		
38	ファックス	相談事業は県直営で行うべき。	相談事業は手話通訳者派遣事業等とあわせ、県聴覚障害者協会等で実施した方が良いと考えます。相談内容を行政施策に反映させる仕組みについては、今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○		○		
39	ファックス	遠隔手話通訳サービスについて、24時間対応、タブレット端末の県立施設完全設置を検討すべき。		○		○		
40	ファックス	遠隔手話通訳サービスについて、公民館等色んな場所にタブレット端末を設置し、設置窓口の人が操作方法を覚えて、サービスを拡大すべき。		○		○		
41	持参(図書館)	手話の習得は時間がかかり難しい。それよりもタブレット端末をあらかじめ設置して遠隔手話通訳を実施することが現実的。また、ろう者に携帯できるICTを改良してつくり、貸与することも必要。		○		○	○	
42	持参(図書館)	タブレット端末は便利だが、高齢者には使えない。タブレットを取得した場合でも使い方が簡単でなければいけないし、ICTが苦手な人へのフォローが必要。		○		○	○	
43	メール	行政においても、遠隔手話通訳、手話通訳者派遣制度を理解するための研修を開催するとよい。		○		○	○	
⑤ 教育に関する意見 8件								
44	県民説明会	聾学校では手話による授業を進める方針だと思うが、地域の難聴学級に通う児童・生徒のコミュニケーション方法はどうか？	各市町村が設置している難聴学級では、聾学校の経験者等が学級を担当しているケースもありますが、そうでないケースもあるため、難聴学級の先生も含めて手話技術向上を図っていきます。 ご意見の趣旨は計画案(6)(2)ウ)に盛り込むこととします。	○		○		○
45	県民説明会	聾教員の情報保障について、手話通訳者派遣が認められないケースもあり、まだまだ不十分。	ろう教員の情報保障については、教育委員会と相談しながら今後の対応を検討していきます。	○		○		○
46	ファックス	ろう者の手話普及と支援員を増やすこと。	今後、県聴覚障害者協会等と協力しながら増加に努めます。	○		○		○
47	ファックス	手話普及と支援員と学校側で、どんな講義をしたいのか、事前に打合せしつかり行うこと。	手話普及と支援員派遣制度については、今後、支援員との意見交換等を通じて、各種課題の検討を進めます。	○		○		○
48	ファックス	手話ハンドブックを配布しただけで終わらせず、きちんと手話の普及に役立てていくべき。	ご意見の趣旨は既に計画案(6)(1)イ)に盛り込まれており、手話普及と支援員派遣制度の活用・充実等により、手話ハンドブックを活用した学校現場での手話の普及を進めていきます。	○		○		○
49	メール	ろう学校教諭に求められる手話能力の目標も明示すべき。	ろう学校教諭の手話技術向上に関しては各種研修会への受講勧奨、手話検定受講料への助成等の支援策を設けて支援していきます。目標については、本計画において明示する考えはありません。	○		○		○
50	メール	手話によるコミュニケーションの充実、地域の学校の児童・生徒とろう児童との交流により、ろう児が社会性を育める場が必要。放課後子ども教室と一緒にできるとよい。小さいときからの人権に対する問題意識も必要。	ろう学校と地域の学校との交流及び共同学習等を通じて、ろう児が社会性を身につける取り組みを進めています。また、手話の学習は、ろう児についての理解のみならず、様々な障がいのある方への理解など人権意識の高揚につながるかと考えています。 ご意見の趣旨は計画案(6)(2)ウ)に盛り込むこととします。	○		○		○
51	メール	手話普及と支援員の取組は長く継続していくことが必要。	手話普及と支援員派遣制度、手話ハンドブックを活用した学校現場での手話の普及は継続的に実施していきます。	○		○		○
⑥ 事業者の取組に関する意見 4件								
52	メール	テレビのニュース、せめてNHKだけでも字幕があつたらと思う。		○		○		○
53	メール	職場における手話の使用状況をどのように評価し目標設定するのは非常に重要。今の内容では不十分。		○		○		○
54	メール	事業者へ具体的な施策の記述がない。例えば、医療サービス事業者について、病院・診療所の規模に応じた手話対応可能な医療スタッフの人数を目標として設定すべき。		○		○		○

鳥取県手話施策推進計画(案)に対する意見

No.	手法	意見	対応策		聞こえる人	ろう者
			県内	県外		
55	メール	職場内研修や面談等で手話通訳が必要な場合、高齢・障害・求職者雇用支援機構の手話通訳委託助成金制度を活用している。ただ、今年度から対象要件が厳しくなり、企業負担の増又は通訳者の配置を断念している状況がある。	現状を把握して、対応を検討します。	○	○	○
⑦ その他の意見 17件						
56	ファックス	手話を第一言語としない聴覚障がい者もいて、一人一人のコミュニケーション方法を尊重することが大切である旨、計画に盛り込んで欲しい。	様々なコミュニケーション方法を尊重することは当然と考えており、ご意見に留意して丁寧に取組を進めます。また、あいサポート運動等を通じた啓発も行います。	○	○	○
57	県民説明会	計画案を見ると、成年齢がメインで、幼児、高齢者のことがあまり想定されていない印象。対象年齢を限っているのか？	対象年齢を限っているつもりはなく、幼児、高齢者に関しても、計画案に記載しています。	○	○	○
58	ファックス	日本語の文章が苦手なろう者のために、「楽しい日本語教室」のような講座を開催してはどうか。	ろう者のニーズ等を踏まえ、今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	○	○	○
59	メール	個別具体的な取組施策を計画に記載すべき。これでは推進方針でしかない。	基本的な考え方として、個別具体的な取組施策については、予算等の形でお示ししたいと考えています。本計画では、長期的な取組方針を定めることとしています。	○	○	○
60	メール	計画案の中に情緒的、文学的、主観的な表現が見られるため、より具体的な目標を設定できるように文章とすべき。	ご意見を踏まえ、一部修正します。【4(1)(2)、6(1)アウ(2)イウカ】	○	○	○
61	ファックス	手話サークル活動において、施設利用料を負担に感じている団体があ	手話サークル補助金の活用等により対応してください。	○	○	○
62	ファックス	「ろうあ者」という呼称が適切とは思えない。聴覚障がい者もしくは他の呼称とすれば、周囲がもっとつきやすくなるのではないか。	県としては、手話を言語として使う皆さんの意見を尊重し、「ろう者」という呼称を使用しています。	不明	不明	不明
63	ファックス	健常者目線で物事を進めているのではないか。目の前のことだけではなく、将来的な見通しをもつて今後発展して欲しい。	今後の取組については、当事者の意見を取り入れるため、県聴覚障害者協会と相談したり、ろう者等で構成する手話施策推進協議会で議論しながら検討していきます。	不明	不明	不明
64	ファックス	障がい者本人よりも第三者への理解促進に力を入れていないのではない	手話の普及にあたっては、聞こえる人の理解・手話学習が必須であることから普及啓発に力を入れています。一方で相談事業、通訳者派遣等の本人へのサービスも充実させていきます。	不明	不明	不明
65	ファックス	当事者家族へのフォロー、支援についての項目がない。当事者同士のつながりがあったりも家族には何も情報がない。聴覚障がい者に特化したサービス、就労支援が充実するよう望みます。	当事者家族への支援等については、今後、手話施策推進協議会等で議論していきます。	不明	不明	不明
66	ファックス	議会での手話通訳について、新しい手話が多すぎて分からないうろろ者がいるようだ。新しい手話について、ろう者、通訳者が一緒に学ぶための学習会を開いてはどうか。	今後、県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。	不明	不明	不明
67	ファックス	若い人、特に人工内耳を装着した人達について、相談の場はあっても互いに情報交換し、勉強できる場が必要。		○		○
68	メール	今の手話施策はイベント的に見える。関係者はこういった状況を望んでいるのか。地道な取組を継続することが大切。	今後も様々な取組を継続的に実施していきます。	○		
69	メール	「手話の普及」と「手話を使いやすい環境整備」は並列的に考えるべき。	「手話の普及」と「手話を使いやすい環境整備」は並列的に考えています。	○	○	○
70	郵送	全国障がい者芸術・文化祭等での手話通訳者の手話がとても上手でした。これからも鳥取県に手話があって欲しいです。	今後手話の普及等を推進していきます。	○	○	○
71	ファックス	聴覚障がい者には防災無線は聞こえない。対応をお願いしたい。		○		○
72	ファックス	ろう者は災害発生時にテレビ・ラジオ放送等の情報が聞こえない。各地域の避難所での聴覚障がい者への対応が考えられているか。	市町村や関係機関等と調整の上、必要な対策、情報提供を行います。	○		○

※ 27の個人・団体(聞こえる人:19人、ろう者:4人、団体:1、不明:3人)から、72件のご意見をいただきました。

鳥取県手話施策推進計画（案）

【見消し】

鳥取県

平成 年 月

1 まえがき

平成 25 年 10 月、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）が制定され、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会を目指しています。

条例制定により、本県の取組みは全国から注目を集め、手話に対する県民の関心はかつてないほど高まっていますが、今後は個別具体的な取組みを着実に実行していく必要があります。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等の様々な場面で多面的に深めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

そして、行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

この計画では、今後継続的に手話施策を推進するために、多様な取組みの基本方針を定めることを目的としています。

2 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、条例第 8 条第 1 項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成 27 年度から平成 35 年度まで

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT 全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

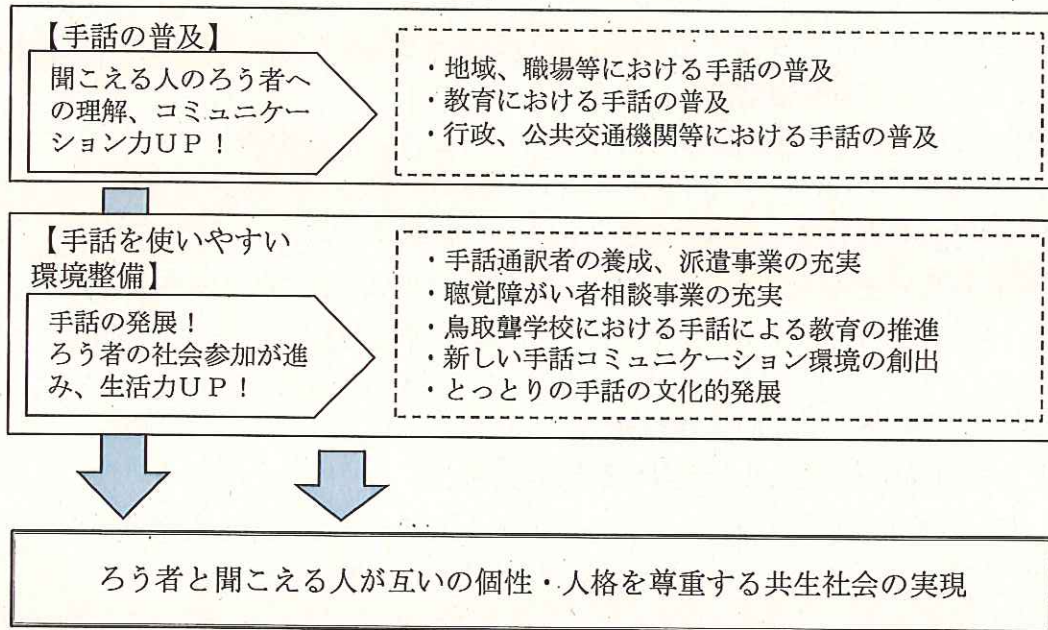
だからこそ手話の普及は、手話表現を覚えるだけでなく、**ろう者の生活等を知り、**ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの**重要性を実感し**~~つつ大切さ、喜びを感じあうことを通じて~~、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化感性を尊重大切にし、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、~~普段の風景の中に手話が溶け込み、ろう者の周りに手話が溢れ~~、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校に**おける手話の取組をおいて指名される手話推進員（仮称）が中心となつて**着実に**取組を**進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくりま

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等

【予定施策】学校における**手話に関する情報を受発信する窓口役の決定手話推進員（仮称）の指名**

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、**手話を中心とした意思疎通方法により、ろう者の目線に立った必要な**サービスの提供を行います。**また、手話による情報発信を進めるとともに、**行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。**併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、**現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、**通訳現場での課題発見等により受身ではなく、**積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、**福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会**創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員**論**の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくりま**す。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じ**

て、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会手話が身近に感じられる環境を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（＋代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

カ かつ とつとりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考 考え方
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数(団体派遣)	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
手話ハンドブック(入門編・活用編)を活用した手話学習			→	全学校での活用率100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、手話推進員の配置					

(参考1) 登録手話奉仕員数 72人(平成26年度)

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう(現:(公社)鳥取県聴覚障害者協会)職員 平成24年度:8人、平成25年度:7人

鳥取県手話施策推進計画（案）

【見直し反映版】

鳥取県

平成 年 月

1 まえがき

平成 25 年 10 月、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）が制定され、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会を目指しています。

条例制定により、本県の取組みは全国から注目を集め、手話に対する県民の関心はかつてないほど高まっていますが、今後は個別具体的な取組みを着実に実行していく必要があります。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等の様々な場面で多面的に深めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

そして、行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

この計画では、今後継続的に手話施策を推進するために、多様な取組みの基本方針を定めることを目的としています。

2 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、条例第 8 条第 1 項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成 27 年度から平成 35 年度まで

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT 全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

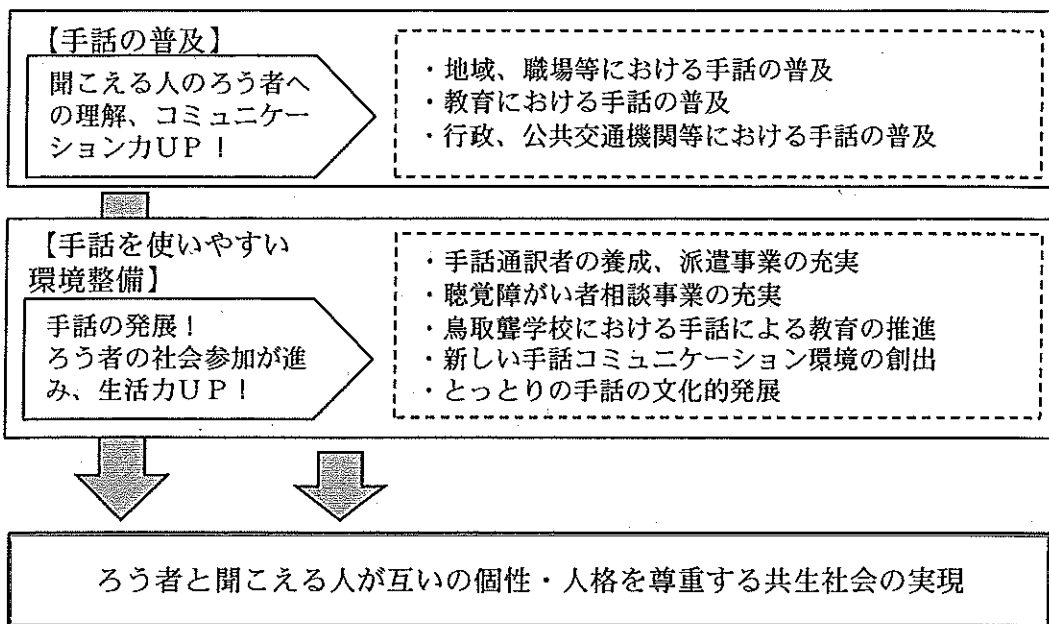
だからこそ手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚

障がい理解と手話技術の向上等

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

カ とっとりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
手話ハンドブック（入門編・活用編）を活用した手話学習			→	全学校での活用率100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、手話推進員の配置					

(参考1) 登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人

平成27年度一般会計当初予算説明資料

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 一般財源	
手話でコミュニケーション事業	87,496	72,349	15,147	39,564		(雑入) 7 (基金繰入金) 47,925	
トータルコスト	93,708千円（前年度78,540千円） [正職員：0.8人]						
主な業務内容	団体との調整、契約事務等						
工程表の政策目標(指標)	手話を含む情報アクセス・コミュニケーション支援の推進						
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、様々な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>① 手話の普及</p>							
（単位：千円）							
	区分	事業内容					予算額
	ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の手話講座を県内各地で開催する。					1,630
	(拡充) 手話学習会等補助金	企業等が開催する手話学習会開催経費に係る補助金。(平成27年度～、10名以上のグループ単位(行政機関を除く)で開催する手話学習会も対象とする。)					1,520
	手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金。					600
	(新) 手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会で開催予定である手話啓発イベント開催経費に係る補助金。					800
	聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金。					65
	(新) 手話バッジ制作	「情報アクセス・コミュニケーション研究会」での当事者からの意見を受け、ろう者から見て、手話のできる人が分かるように手話バッジを制作するもの。					1,094
	合 計						5,709
② 手話を使いやすい環境整備							
	区分	事業内容					予算額
	(拡充) ICTを活用した遠隔手話通訳サービス	平成25年度～、モデル事業として実施してきた遠隔手話通訳サービスについて、電話リレーサービス機能を附加して実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催する。					12,737
	手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。					6,414
	手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。					30,518
	手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を開催する。					7,313
	(新) 手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。					1,231
	(新) 手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成	手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を県が全額助成する。					324
	(新) 中国地区ろうあ高齢者大会への補助	平成27年10月、日吉津村で開催予定の中国地区ろうあ高齢者大会開催経費に係る補助金。					60
	鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。					361
	ととりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金。					100
	聴覚障がい相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整・連携等を行う。					20,921
	合 計						79,979

③ 第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

ア 目的

全国の高校生が手話を使って様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与すること

イ 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

(鳥取県、(公社)鳥取県聴覚障害者協会等で構成)

ウ 特別協賛 日本財団 ※日本財団の助成により実施

エ 特別協力 (一財)全日本ろうあ連盟

オ 日時 平成27年9月22日(火・祝)

カ 会場 米子市公会堂

キ 内容

高校生が手話を使ったダンス、歌唱、演劇、コント、漫才などのパフォーマンスを披露し、その出来栄を競うもの

区分	事業内容	予算額
非常勤職員(情報発信担当)	手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員を1名配置する	1,808

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話を使いやすい環境の整備、手話の普及に関する取組を実施中である。

平成26年11月には、手話パフォーマンス甲子園、手話言語条例制定1周年記念シンポジウムを開催し、普及啓発を行った。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	19,969	21,640	△1,671	9,984			9,985	
トータルコスト	20,746千円（前年度22,414千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内3箇所に聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターを設け、聴覚障がい者の社会参加が推進するよう、様々な取組を行う。

2 主な事業内容

① 聴覚障がい者センターの概要

1 事業主体 鳥取県
2 実施主体 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
3 開設場所 鳥取市、米子市、倉吉市
4 聴覚障がい者センターの機能 対象者は手話を使用するろう者等に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

② 聴覚障がい者センター関連経費

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
字幕入り映像の貸出事業等	字幕入り映像の貸出事業等を実施する。	4,975

③ 要約筆記事業

区分	事業内容	予算額
要約筆記者現任者研修事業等	要約筆記者現任者研修・要約筆記者養成研修の開催、要約筆記者指導者養成研修への派遣。	7,865
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	7,129
合計		14,994

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置した。

また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費

2目 特別支援学校費

特別支援教育課(内線:7575)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金入金)	
手話で学ぶ教育環境整備事業	14,893	22,466	△7,573			14,893	
トータルコスト	21,105千円(前年度22,466千円) [正職員:0.8人]						
主な業務内容	教育面における手話に関する環境整備						
工程表の施策目標(指標)	特別支援教育の充実、社会の進展に対応できる教育の推進						
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】						

1 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校(以下「鳥取聾学校等」という。)におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。
また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図る。

2 事業内容及び事業費

(1) ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位:千円)

項目	予算額	内容
手話講座の開催	168	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校等で教職員向けの講座を開催
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	160	聴覚障がいに関する研修会の開催
手話講座等への参加経費の助成	385	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成
教職員の手話技能検定助成制度	4,098	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)の補助
手話通訳者の派遣	308	校内研修会、PTA会議、職員会議等への手話通訳者の派遣
合計	5,119	

(2) すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位:千円)

項目	予算額	内容
(新) 手話普及推進員に関する研修	30	県内の各学校において、手話普及を推進するキーパーソンを指名し、ろうや手話についての知識・理解を深める研修を実施する。
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	7,868	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の推進活動を行う手話普及コーディネーター(東部・西部に非常勤職員を各1名配置)及び手話普及支援員(ボランティア)を配置する。手話普及コーディネーターは支援員と地域の学校を繋ぐ役割を担う。
聾学校幼児児童生徒との交流学习	200	鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校とし、課題を整理し、今後の交流の拡大に繋げる。
鳥取聾学校等教職員による出前講座の開催	120	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催
手話ハンドブックの作成・配付(新1年生分)	1,556	小学校1年生に手話ハンドブックを配付し手話への興味関心を深める。
合計	9,774	

3 これまでの取組状況、改善点

- 鳥取聾学校教職員の手話の知識・技能の向上を図るため、手話講座の開催や、ろう児・保護者等との情報共有を図るため手話通訳者の派遣、及び地域の学校との交流学习を実施し、手話に関する理解を深めているところである。
- 学校で活用する手話学習教材について、手話学習教材作成委員会の意見を聞いて、平成26年2月に手話ハンドブック(入門編)、平成26年7月に手話ハンドブック(活用編)、平成26年9月に手話ハンドブック(入門編・活用編)DVDを作成し、県内全小中高等学校に配付した。
- 学校現場では、手話普及コーディネーター・手話普及支援員を活用し、「総合的な学習の時間」等での授業や、学習発表会等での手話による合唱、手話クラブなどで手話学習を推進している。
- 学校現場での手話普及をより推進するために、各学校で「手話普及推進員」を指名し、ろうや手話についての知識、技能を習得する研修を行う。
- 県教育委員会では、教職員研修で手話学習の時間を取り入れるとともに、職員朝礼でのワンポイント手話講座(毎日)や、県立図書館での手話コーナーの設置などに取り組んでいる。

